

国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小 2 以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級とし、それ以降国の 35 人学級はすすんでいない。

長野県では平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校全学年で 35 人学級となった。しかし、義務教育標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。また、新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動への加配教員は長野県内で 60 人であり、全 355 校での授業時間増に対してまだまだ不十分な配置状況となっている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。